**「学生支援緊急給付金給付事業」（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』Ｑ＆Ａ**

１　申請対象者について

　Ｑ　４月に入学した者の場合は、アルバイトの減少がなく、申請できないということですか。

　Ａ　アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。申請の際、「申し送り事項」にその旨を記載し、自己申告してください。

　Ｑ　４月に入学した者ではないが、令和２年度からアルバイトを開始しようと思っていたら、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた収入が得られなかった場合は、対象となりますか。

　Ａ　対象となるか否かは、最終的には大学等が、学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うことにしていますので、上記の場合であっても、対象となる可能性があります。申請の際、「申し送り事項」にその旨を記載し、自己申告してください。

２　家庭からの仕送り額について

　Ｑ　家庭からの仕送り額が150万円を超えても申請可能ですか。

　Ａ　対象となるか否かは、最終的には大学等が、学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うことにしていますので、上記の場合であっても、対象となる可能性があります。申請の際、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的にどの程度影響を受け、経済的にどの程度困難な状況なのか、「申し送り事項」に詳しく記載し、自己申告してください。

３　自宅生、自宅外生について

　Ｑ　自宅生でも対象になりますか。

　Ａ　自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。この場合、家族から学費等の援助を受けておらず、自ら賄っていることを、申請の際、「申し送り事項」に記載し、自己申告してください。

　Ｑ　自宅外で生活している場合、どのような書類を提出すればよいですか。

　Ａ　学生本人が居住するアパート等の賃貸契約書の写しや家賃の振込明細書等を提出してください。それらの書類に学生本人の氏名が記載されていない場合、あわせて、公共料金の請求書、領収書や検針票等、当該アパート名および学生本人の氏名が記載されている帳票等の写しも提出してください。また、学生本人が世帯主である住民票の写しの提出も可能です。

　Ｑ　ルームシェアをしているため、自宅外生であることを確認できる書類がありません。

　Ａ　ルームシェアの相手方名の記載のある賃貸契約書の写しと、相手方から学生本人あて発行された家賃の領収書を提出してください。

４　アルバイト収入について

　Ｑ　アルバイト収入の確認のためには、どのような書類を提出すればよいですか。

　Ａ　給与明細の写し、給与の振込先の通帳の写しなどを提出してください。

　Ｑ　新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入がゼロとなった月については、どのような書類を提出すればよいですか。

　Ａ　給与が０円と記載されている給与明細等があれば、それを提出してください。

　　　そのような書類がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響でいつからいつまでアルバイト収入がゼロとなったのか、「申し送り事項」に記載し、自己申告してください。

　Ｑ　アルバイト収入の減少が、前月比50％未満だが、申請できますか。

　Ａ　前月比50％以上の減少に当たらなくとも申請は可能であり、最終的には他の条件も勘案して、大学側で総合的に判断することになります。申請の際、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的にどの程度影響を受け、経済的にどの程度困難な状況なのか、「申し送り事項」に詳しく記載し、自己申告してください。

５　家庭からの追加的支援について

　Ｑ　家庭からの追加的支援が、僅かなら可能かもしれないので、申請対象外となりますか。

　Ａ　　対象となるか否かは、最終的には大学等が、学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うことにしていますので、上記の場合であっても、対象となる可能性があります。申請の際、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的にどの程度影響を受け、経済的にどの程度困難な状況なのか、「申し送り事項」に詳しく記載し、自己申告してください。

６　既存制度の利用について

　Ｑ　現在、奨学金等を一切利用しておらず、具体的な申込予定もないが、申請可能ですか。

　Ａ　申込を検討しているということであれば、申請可能です。

７　非課税世帯について

　Ｑ　非課税世帯として20万円の給付を希望します。どのような書類を提出すればよいですか。

　Ａ　学生本人ではなく、保護者（ひとり親世帯でなければ、両親双方）の、令和２年分の非課税証明書の原本を提出してください。

８　その他

　Ｑ　複数ある要件の一部を満たさないが、申請できますか。

　Ａ　原則としてこれらの要件をすべて満たすことを求めますが、これらの条件を考慮した上で、大学が特に必要と認める者は対象とすることにしており、最終的には大学が学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うことにしています。申請の際、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的にどの程度影響を受け、経済的にどの程度困難な状況なのか、「申し送り事項」に詳しく記載し、自己申告してください。

　Ｑ　国の給付金と岩手県立大学独自の修学支援給付金、どちらを申請すればよいですか。

　Ａ　まず、国の給付金と岩手県立大学独自の修学支援給付金の併給はできません。

　　　県大の修学支援給付金の方が、国の給付金より要件が緩和（自宅生も申請可能・既存の経済支援制度を利用しなくても申請可・留学生についての成績等の要件なし）されており、支給金額も異なります（国：非課税世帯：20万円、課税世帯：10万円　県大：５万円）。

　　　県大の修学支援給付金に申し込んだ学生であっても、国の給付金の要件を満たすと判断される場合、個別に連絡の上、国の給付金への申請を案内します。

　　　逆に、国の給付金に申し込んだ学生であっても、国の要件は満たさないが県大の要件は満たすと判断される場合、個別に連絡の上、国の給付金への申請を案内します。

　　　国の要件を満たすと考えられる場合や、判断に迷う場合は、まずは国の給付金のみを申請してください。